

施設名	鹿屋市市民交流センター 情報プラザ
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号
指定管理者	名称： <u>株式会社まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町600番地</u> 連絡先： <u>0994-35-1002</u>
モニタリングの実施経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月例報告（毎月）</li> <li>●事業決算の確認</li> <li>●指定管理者事業報告書に基づく、指定管理者との協議によるもの</li> <li>●施設現地確認</li> </ul>
担当部課 (問合せ先)	総務部 情報行政課 電話 0994-31-1135 内線3536

## 【モニタリングの総合評価】

## 1 設置目的の達成状況について

施設利用状況としては、情報ホール利用者が前年度比 15%増えたことで情報プラザ全体では前年度を 2,821 人上回っており、情報交流拠点として一定の成果を上げている。

プログラミング講座を実施してから 3 年が経過したが、平成 30 年度は講座にバリエーションを持たせ、親しみやすいロボットプログラミング講座や学校帰りの小学生でも立ち寄れるゲームと連動したプログラミング教室を実施しながら最先端の ICT 教室を行っている。今後もパソコン学習講座に替わって時代のニーズに沿った講座運営を試み、設置目標である「市民の情報活用能力の向上」及び「情報交流拠点施設」として利用者の維持向上を図る必要がある。

## 2 市民サービスについて

機関情報紙や広報かのかのや、ホームページ等を用いて利用者向けイベント等の PR に積極的に取り組み施設利用者の増加に努めている。また、情報ホールでのパネル展の実施等で立ち寄りやすい施設運営を図っている。昨年度に引き続き映像ホール（プラネタリウム）を活用した宇宙・天文関連分野の充実や、新しく「熟睡プラネタリウム」の実施等のサービスを提供することで利用者の増加に繋げている。

## 施設利用者

平成 30 年度 58,832 人 平成 29 年度 56,011 人

## 苦情件数

平成 30 年度 0 件 平成 29 年度 0 件

### 3 業務の効率化について

施設の利用状況を常に分析して効率的な人員配置に努めている。また、業務マニュアルの整理・共有化も進み、効率的な運営がなされている。

### 4 経費節減について

- (1) 節電や空調の節減等を徹底し、経費削減に努めている。
- (2) 繁忙期を細かく分析し、勤務体制を変則制にすることや関係団体等と連携したイベント活動など人件費削減に努めている。

### 5 総評

パソコン講座、インターネットコーナーやIT研修室等の利用者減少をプログラミング講座等を充実させることや新たな試みで改善を図っている。今後も継続して講座や全体の見直しを図る必要がある。

また、近年のICT普及に対応するため、利用状況を分析し、中長期的な視点から大幅な施設リニューアルや施設の利活用の見直しを図り、市民のニーズに沿った施設運営の検討が今後も必要である。

#### 【今後の業務改善に向けた考え方】

##### ≪指定管理者が実施・検討する事項≫

- ・パソコン学習講座からプログラミング講座や中高年向けスマートフォン・タブレット講座等へとシフトを図り、バリエーションを持たせた講座で利用者の増加に努める。
- ・プログラミング講座と組み合わせたロボット（ペッパー）プログラミングやゲームと組み合わせた人材育成プログラミング等市民ニーズに沿った運営を図る。
- ・市民ニーズに沿った施設利用を検討し、より多くの方々が気軽に立ち寄れる施設仕様等の見直しを図る。（サテライトスタジオの利活用等）

##### ≪施設所管課が実施・検討する事項≫

- ・指定管理者及び関係各課と協議し、施設リニューアルを検討する。
- ・利用者ニーズに沿った情報機器の更新を順次行う。

#### (1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

##### ① 合目的性・公平性・効果性

「施設利用の手引き」や窓口での説明等を心がけており、公平な施設利用となるよう努めている。また、パソコン講座等については、ICT教育の普及に伴う受講者の減少を改善するためプログラミング講座等の新しい講座を行っている。また、常に利用者のニーズを把握するため、利用者アンケートを徹底して行い、情報交流拠点としての目的を達成するため、常時利用促進に取り組んでいる。

#### (2)業務内容

##### ① 機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

一定期間毎に内容を変えたアンケートを収集し、利用者のニーズに沿った施設の運営・改善に取り組んでいる。報告体制を整え、情報共有に努めている。

##### ② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

<p>市民交流センターや管理組合等の管理運営業務を確実にを行うため、常勤専務1名を配置している。組織として地元商店街、リナシティかのや専門店会等との連携協働のもと、中心市街地活性化の中心的役割を果たしている。</p>
<p>③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）</p>
<p>事務の共有化、研修による職員の資質向上を図ることで、適正な事務執行に努めている。また、施設運営に必要な相応の技術を持った人材を採用しており、その機動力を活かし、弾力的な事務遂行を行っている。「施設利用の手引き」「個人情報保護」に基づき業務を行うことで、施設利用における規律性を徹底している。</p>
<p>④ 安全性（安全管理・緊急時等の対応）</p>
<p>市民交流センターは複合施設として一元的な管理を行い、関係法令順守のもと、定期点検、日常点検を欠かさず行っている。建物全体を管理する管理組合と密接な連携を図り、監視カメラ及び夜間常駐警備員、機械警備と併せ、24時間体制で安全管理に努めている。災害対策として設置している「リナシティかのや共同防火管理協議会」において防火管理者を選任し、緊急時における情報伝達体制を構築している。また、職員が定期的に巡回し、安全性の確保に努めている。</p>
<p>⑤ 社会性（環境等への配慮）</p>
<p>「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」を順守し、環境等への配慮は適正且つ計画的に行われている。防虫防鼠は「総合防除管法（IPM手法）」により、健康や自然環境への影響を低減して実施している。また、植栽に対する施肥・消毒は、低環境負荷タイプを使用し、環境への配慮を行っている。施設全体で照明ダウンなど節電にも取り組み、職員による定期的な除草、清掃作業等も実施している。</p>
<p><b>(3)事業収支</b></p>
<p>① 経済性</p>
<p>繁閑により職員の勤務体制を変えることによる人件費削減、節電・空調の節減・再生紙利用等で継続徹底した取り組みがなされ、経費削減に努めている。また、他の団体と連携したイベント活動により施設利用者の増加を図っている。</p> <p>情報プラザ全体の運用状況について、稼働設備や利用者数、管理コストなどを毎年調査・把握し、より効率的な運用を常に検討していく必要がある。</p>
<p><b>(4)団体の経営状態</b></p>
<p>①経営の健全性</p>
<p>（株）まちづくり鹿屋は第三セクターの株式会社であり、経営状況については筆頭株主である鹿屋市がチェック機関として機能しており、経営については健全である。</p>

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター 情報プラザ		所 管 課：情報行政課						
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号		設置年月日：平成19年 4 月 1 日						
設置目的	高度情報通信技術を活用した学習機会の提供及び活動の支援を行うことにより、市民の情報活用能力の向上及び情報の受発信による地域コミュニティの形成を図るとともに、地場産業を支援する情報交流拠点施設として情報プラザを設置する。								
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市市民交流センター条例								
施設の概要	設備の概要	敷地面積	872.38㎡ (情報プラザ専用)						
		延床面積	8663.75㎡ (公益全体床面積) 15952.63㎡ (建物延床面積)						
《施設利用料》									
		利用時間	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	正午から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
施設の名称、区分									
情報ホール			1 時間につき			2,060円			
映像ホール	常設上映観覧	大人 1 人 1 回	110円						
	年間観覧券	大人 1 人 1 年間	520円						
	専用利用	1 時間につき	2,060円						
パソコン学習室	専用利用	1,550円	2,580円	2,580円	4,120円	5,150円	6,690円		
	一部利用	1 人 1 時間につき 110円							
I T 研修室	専用利用	1,550円	2,580円	2,580円	4,120円	5,150円	6,690円		
	一部利用	1 人 1 時間につき 110円							
情報編集室	専用利用	1,550円	2,580円	2,580円	4,120円	5,150円	6,690円		
	一部利用	1 人 1 時間につき 110円							
インターネットコーナー		1 人 30 分につき 110円。ただし、利用開始後 30 分までは無料							
情報研修室	全室利用	3,090円	5,150円	5,150円	8,230円	10,300円	13,400円		
	区分利用	A 室	1,860円	3,090円	3,090円	4,940円	6,180円	8,030円	
		B 室	1,240円	2,060円	2,060円	3,300円	4,120円	5,350円	
備考		<p>1 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p>2 情報ホールの利用は、利用者が、入場料を徴収せず、イベント等を開催する場合で、指定管理者が許可した場合に限る。</p> <p>3 大人とは18歳以上の者で、高校生以外のものをいう。</p> <p>4 年間観覧券の有効期間は、利用料金の納付の日から起算して 1 年間とする。</p> <p>5 小学校に就学するまでの者が映像ホールを観覧する場合は、保護者同伴を必要とする。</p> <p>6 映像ホールの専用利用は、10人以上の団体が利用する場合で、指定管理者が許可した場合に限る。</p> <p>7 パソコン学習室は、2分の1に区切って利用できるものとし、2分の1の部分の利用料金については、当該利用料金の額に50パーセントを乗じて得た額とする。</p> <p>8 利用者が入場者から入場料等（入場料その他これに準ずる費用の負担をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、それぞれの利用料金の額に50パーセントを乗じて得た額を加算する。</p> <p>9 パソコン学習室、I T 研修室及び情報編集室を、利用許可の変更許可を受けて利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過した時間又は繰り上げた時間の利用料金の額は、1 時間 520円とする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなす。</p> <p>10 設備等利用料金は、規則で定める。</p>							
事業概要		高度情報通信技術及びネットワーク技術等を活用した情報交流拠点と、ユビキタス社会に向けた市民サービスの向上等地域活性化と産業振興に資する。							

## 2 経営分析評価指標

① 事業収支	△1,567,816円	④外部委託費比率	39.4%
② 利用料金比率	9.5%	⑤利用者あたり管理運営コスト	600.4円/一人
③ 人件費比率	55.9%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	519.5円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

## 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	365日	364日（9/30 台風接近のため休館）
開館時間	9:00～22:00	9:00～22:00 （年末年始は9:00～17:00）
事業開催	通年（パソコン講座など）	通年（パソコン講座など）

## 4 利用実績

（単位：人）

項目	実施計画	実施内容（実績）
映像ホール	—	7,051
ITキッズコーナー	—	3,566
情報研修室	—	12,108
情報ホール	—	27,737
その他	—	8,370
合計	—	58,832

## 5 事業収支

（単位：千円）

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等利用収入	5,215	3,190
その他料金収入	0	0
自主事業収入	0	0
指定管理料	30,564	30,564
その他収入	21	0
収入計（A）	35,800	33,754
事業費	0	
人件費	18,261	19,730
修繕費	308	19
通信運搬費		
施設管理費	1,838	722
印刷製本費		
光熱水費		
委託料	15,393	13,932
保険料		
租税		919
雑費		
管理費		
支出計（B）	35,800	35,322
収支（A）－（B）	0	△1,568

指定管理者自己評価表

令和元年 6 月 3 日

指定管理者 株式会社 まちづくり鹿屋

施設名 情報プラザ

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	<p>概ね仕様書等に基づいた管理運営ができたと考えているが、より効果的・効率的な運営を図るため、曜日、時間帯によって人員配置や映像ホールのスケジュールを見直すなど工夫した。</p> <p>例年通り IT・科学関連事業を精力的に実施し、特にプログラミング講座においてはバリエーションを持たせて実施するなど、施設の利用促進に努めた。</p> <p>今後も利用者数と利用料収入の維持に努め、適正な収支に近づけるよう人員配置等工夫していきたい。</p>	

【自己評価の採点基準】 「3」・・・優 「2」・・・良 「1」・・・可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

第 26 号様式（第 63 条関係）

平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	市民交流センター 健康スポーツプラザ
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号
指定管理者	名称： <u>株式会社 まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町600番地</u> 連絡先： <u>0994-35-1005</u>
モニタリングの実施経過	●書類審査（月例及び年度報告書） ●現地調査（6月5日） ●ヒアリング調査（6月5日）
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 市民スポーツ課 電話0994-31-1139 内線3591

【モニタリングの総合評価】

全体的に、良好な管理・運営を行っている。

施設の運営については、条例・規則に則り適正で公平な利用受付及び許可を行っている。利用者数は総体として前年の水準を保っているが、健康づくり交流室については、平成30年度に民間のジムが4店舗新規にオープンした影響で今後の利用者離れが懸念される。

利用料金は、フィットネスホールの専用利用が増加したことにより、総体として前年度より増加している。

施設の維持管理については、適切に管理している。利用者の意見・要望等への即時対応、清潔な施設環境の維持、接遇研修の実施など、利用者の立場に立った維持管理を図ることにより、利用者の満足度向上に努めている。

施設の安全対策については、消防訓練及びAED講習の受講など、利用者が安心して施設を活用できるような環境づくりに努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・受付手続きの一部簡略化
- ・総利用者数の増加

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・受付手続きの一部簡略化
- ・トレーニング機器設備等の計画的な更新及び点検

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

○利用者数、利用料金ともに、多少の増減はあるが、ほぼ前年の水準を保っている。

施設	平成30年度			平成29年度		
	件数	利用者数	利用料金	件数	利用者数	利用料金
健康スポーツプラザ	1,257	34,207	3,866,560	1,342	34,862	3,841,290
合計	1,257	34,207	3,866,560	1,342	34,862	3,841,290

○利用手続きについては、条例・規則に則り適正に処理されている。

○利用者からの意見要望等については、即時対応を行い、利用者の利便性向上に努めている。

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

○維持管理については、専門業者によって週3回、利用後はスタッフが毎日清掃を行い、清潔な施設の維持に努めている。また、健康作り交流室のトレーニング機器は、スタッフによりアルコール消毒が行われており、常に利用環境作りに配慮している。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

○週に1回ミーティングを実施し、自主事業の運営についての確認や新企画の練りだし等を行っている。また、業務日報で職員間の情報共有を図っている。

○職員を対象に接遇研修及び個人情報の取り扱いに関する研修を実施し、職員の資質の向上及び利用者の満足度向上に努めている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

○会計については、各プラザの会計を本体会社の総務課で一括して管理しており、各施設でチェックを行う体制となっている。

○年間の事業計画を作成し、計画的な管理運営に努めている。

○個人情報の保管は、鍵付きの書棚で保管している。また、個人情報の記載された廃棄書類については、専門業者で粉砕処理をおこなうなど個人情報の適正な取り扱いに努めている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

○年2回の消防署の査察により、消火栓や消火器等の防災設備の点検を行っている。

○消防訓練については、年2回実施しており、机上での講習を1回、実践的な訓練を1回行っている。また、2年に1回のAED講習の受講、職員に対する緊急時対応マニュアルの周知徹底、ミーティング時の事例の共有を行うことにより、利用者の安全性の向上に努めている。

⑤社会性（環境等への配慮）

○施設の節電・節水に取り組んでいる。健康づくり交流室については、温度計・湿度計を設置し、必要に応じて空調機の温度調整を行うこと、また空気清浄機を設置し、空気の浄化を行うことなどにより、利用者に配慮した柔軟な対応を行っている。

(3)事業収支

①経済性

○使用料収入については、フィットネスホールの専用利用（貸切）が増加したことにより増収入となっている。



- 健康づくり交流室については、民間のジムが新規オープンしたことにより利用者の減少し、利用料金も減少している。
- 契約事項については、市内業者を優先しており、また、可能な限り3社以上の見積りを取り、最低価格の業者と契約するなど管理経費の節約に努めている。

#### (4)団体の経営状態

##### ①経営の健全性

- 財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

## 施 設 概 要 調 書

## 1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター 健康スポーツプラザ		所 管 課：市民スポーツ課
所在地	鹿屋市大手町1番1号		設置年月日：平成19年4月1日
設置目的	市民の生涯にわたる継続的な健康づくりやスポーツ活動を育成・支援し、健康づくりスポーツ施設、スポーツ大会等の情報を提供する拠点施設として設置した。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市市民交流センター条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	健康スポーツプラザ
		8,663.75㎡	1,113.13㎡
		延床面積	
	15,952.63㎡		
		《有料》条例に基づき、使用料を徴収	
	事業概要	(1) 利用許可、不許可、取り消し等に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付等に関する業務 (3) 施設、設備の維持管理に関する業務 (4) 施設の利用促進に関する業務	

## 2 経営分析評価指標

①事業収支	633,193円	④外部委託費比率	12.6%
②利用料金比率	35.6%	⑤利用者あたり管理運営コスト	291.3円/一人
③人件費比率	74.1%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	154.8円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

## 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	359日	359日
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
事業開催		

## 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
施設利用 人数	フィットネ スホール	23,019
	健康づくり 交流室	8,093
	シャワー	1,906
	ロッカー	1,189
	計	34,207
相談件数		
講座参加者数		
合 計（利用者数）		34,207

## 5 事業収支

(単位: 千円)

項目		実施計画 (事業計画書より)	実施内容 (実績)
貸し室等 利用収入	フィットネス ホール		1,077
	健康づくり交 流室		1,552
	交流室回数券		750
	シャワー		5
	ロッカー		119
	空調		165
	かのや健康・ス ポーツクラブ (実績払い)		198
	計	3,395	3,866
自主事業収入			1,620
指定管理料		5,400	5,488
その他収入		1,296	
収入計 (A)		10,091	10,974
人件費		7,656	7,542
修繕費		300	326
施設管理費		2,016	699
委託料		119	1,303
租税			297
その他			
支出計 (B)		10,091	10,167
収支 (A) - (B)		0	807

指定管理者自己評価表

令和元年 5 月 31 日

指定管理者 株式会社 まちづくり鹿屋

施設名 リナシティかのや（健康スポーツプラザ）

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	③・2・1
総合評価 (所感)	健康スポーツプラザにおいて、平成30年度も特に事故・事件等も無く条例や仕様書に沿って適切且つ安定的に運営できたと考えている。より市民の需要に重点を置きながら、施設運営にも更に多くの市民の方々に満足していただいたと自負している。自主事業においては、市民の方々の講座に対する関心の中心を的確に捉え、市民の関心の幅に双方向性を持たす事で参加人員の拡大を促すとともに、同一講座を受講する事による受講者同士の連帯感を更に密接で深く創造できたと考えている。	

【自己評価の採点基準】「3」・・・優 「2」・・・良 「1」・・・可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

施設名	鹿屋市市民交流センター（芸術文化学習プラザ）
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号
指定管理者	名称： <u>株式会社 まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町 6 0 0 番地</u> 連絡先： <u>0 9 9 4 - 3 5 - 1 0 0 1</u>
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月）      ●事業決算の確認 ●書類審査及び現地調査（5 月）
担当部課 （問合せ先）	教育委員会 生涯学習課 電話 4 3 - 2 1 1 1（内線 3 6 5 1）

## 【モニタリングの総合評価】

## 1 設置目的の達成状況

芸術文化学習プラザでは自主文化事業、生涯学習事業、シアター事業を実施しており、市民の社会的かつ文化的な創造活動の場となっている。

利用状況については、施設利用者数は減少しているがミニシアターの入場者数が増加したため昨年並の利用者数となっている。

（施設利用者数の推移）

	H28	H29	H30
施設利用者数（人）	182,463	162,008	161,814
施設利用件数（件）	5,307	5,009	4,902

## 2 市民サービスの向上

多様化する市民ニーズに対応できるよう、幅広い世代を対象とした様々なジャンルの事業を実施している。これにより、自主文化事業の来場者数及び生涯学習事業の参加者数、シアター事業の入場者数が増加している。

## 3 総評

条例及び規則等に基づき業務は概ね適正に運営されている。自主文化事業については、運営方法を年々改善し、市民力の育成に努めている。利用者の立場に立った維持管理を図ることにより、利用者の満足度向上に努めている。

## 【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ①自主文化事業については、ギャラリーを活用する事業の検討
- ②市民が気軽に集い、芸術文化創造の場となるような取組の実施

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・開館し12年を迎え、施設の設備等において耐用年数が到来する時期を迎えていることから、指定管理者と情報共有の上、適期に更新を図る。大規模修繕についても対応を検討する。

**(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）**

①合目的性・公平性・効果性

施設機能を最大限に活用しながら目的に合致した事業等を実施し、適切に運営が行われている。また、委託条件以上の年末年始の開館など年中無休で運営し市民へのサービス向上に努めている。

**(2)業務内容**

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

○自主文化事業では、自主文化事業検討委員会にて市民の意見を聞いており、多様な芸術分野から幅広く演目の選定を行っている。今年度は、美輪明宏講演会やとびだす絵本展等を実施し、好評を得ている。また、継続事業においては、運営の仕組みを工夫しており常に改善を意識している。

○利用手続きについては、条例・規則に則り適正に処理されている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

○責任体制や運営体制は充実しており、民間事業者としての事業受託の経験も積み重ねており、十分な実行性を備えている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

○利用料金の徴収事務や施設管理費等の事務処理は適正に処理されている。

○会計帳簿などの関係書類も整理され、適切な会計処理がなされている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

○緊急事態発生時の対処マニュアルや緊急連絡網が策定されている。

○年2回の消防訓練を行っている。

○施設設備の法定点検、定期点検も実施されている。

⑤社会性（環境等への配慮）

○ごみの分別や節電など、環境に配慮した取り組みを実施している。

**(3)事業収支**

①経済性

○コストを意識して事業を実施しており、収支は単年度黒字となっている。

**(4)団体の経営状態**

①経営の健全性

経営状況については筆頭株主である鹿屋市がチェック機関として機能していることから、経営については健全である。

## 施 設 概 要 調 書

### 1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター 芸術文化学習プラザ		所 管 課：教育委員会 生涯学習課
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号		設置年月日：平成 19 年 4 月
設置目的	市民の芸術文化の向上及び生涯学習の推進に寄与するため、芸術文化学習プラザを設置する。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市市民交流センター条例 鹿屋市市民交流センター条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積 (㎡)	11,534.08
		延床面積 (㎡)	4,923.81
		《有料》 鹿屋市市民交流センター条例別表に掲げる 施設使用料及び設備等使用料 《無料》 上記以外の施設設備	
	事業概要	(1) 自主文化事業、生涯学習講座及び映画上映の実施 (2) 貸館事業の実施 (3) 施設設備の維持管理	

### 2 経営分析評価指標

①事業収支	3,695,434円	④外部委託費比率	8.4%
②利用料金比率	10.7%	⑤利用者あたり管理運営コスト	403.2円/一人
③人件費比率	47.2%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	257.3円/一人

※ 少数点第 2 位四捨五入

### 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	365日	364日
開館時間	9:00～22:00 (12/29～1/3 9:00～17:00)	9:00～22:00 (12/29～1/3 9:00～17:00)
事業開催	鹿屋市自主文化事業 ミニシアター 生涯学習講座	8 事業 観客数 4,006 人 15 本 鑑賞者数 15,322 人 40 講座 受講者数 547 人

### 4 利用実績

項 目	実施計画(事業計画書より)	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	ホール	206
	リハーサル室	540
	練習室	744
	楽屋 1	119
	楽屋 2	107
	楽屋 3	98

	くつろぎコーナー1		37
	くつろぎコーナー2		58
	ギャラリー		210
	アトリエ（絵画）		129
	アトリエ（工芸）		152
	研修室1		333
	研修室2		488
	研修室3		372
	茶室		63
	和室		110
	調理室		131
	ミニシアター		360
	フリールーム		525
	団体活動室		120
	ホワイエ		
	計		4,902
施設利用 人数	ホール		26,920
	リハーサル室		8,781
	練習室		6,645
	楽屋1		1,633
	楽屋2		2,785
	楽屋3		2,621
	くつろぎコーナー1		493
	くつろぎコーナー2		1,477
	ギャラリー		15,802
	アトリエ（絵画）		2,032
	アトリエ（工芸）		3,383
	研修室1		5,228
	研修室2		4,394
	研修室3		4,997
	茶室		660
	和室		999
	調理室		1,879
	キッズルーム		987
	ミニシアター		15,321
	フリールーム		4,171
	団体活動室		1,762
	ホワイエ		48,844
	計		161,814
講座参加者数			547



## 5 事業収支

(単位：千円)

項 目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）税込
貸し室等利用収入		9,580	7,398
その他料金収入		0	0
自主事業収入	文化事業	2,000	3,727
	学習事業	800	749
	シアター	10,800	15,439
指定管理料		41,256	41,628
その他収入		0	0
収入計（A）		64,436	68,941
人件費		31,010	30,824
修繕費		450	1,508
管理費		3,742	4,012
委託料		9,667	5,493
事業費	文化事業	9,720	9,576
	学習事業	2,160	2,114
	シアター	7,560	10,390
租税（公租公課等）		10	1,329
その他		117	0
支出計（B）		64,436	65,246
収支（A）－（B）		0	3,695

指定管理者自己評価表

令和元年 5 月 23 日

指定管理者 株式会社まづくり鹿屋

施設名 リナシティかのや  
(芸術文化学習プラザ)

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	③・2・1
総合評価 (所感)	<p>大きな事故・事件等も無く、適切に運営できたと考えている。規則改正により利用者が制限されるなど、利用者数や利用料金への影響が見られるが、条例・規則に沿った施設の管理を行っていけるよう、今後も努めたい。開館し12年を迎え、施設の修繕等が増えてきている。大規模修繕を含め、長期の修繕計画が必要である。今後も市民ニーズの把握に努め、施設の利用促進と市民に喜ばれる文化事業が実施できるよう努力していく。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」・・・優 「2」・・・良 「1」・・・可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

第 26 号様式 (第 63 条関係)

平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	かのやイベント広場及びまちなかパーク
所在地	鹿屋市本町 4727 番地ほか
指定管理者	名称： <u>株式会社まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町 600 番地</u> 連絡先： <u>0994-35-1001</u>
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月） ●現地調査（6 月）1 回 ●その他（                      ） ●事業決算の確認 ●利用者アンケート
担当部課 （問い合わせ先）	建設部都市政策課公園管理室 電話 43-2111 内線 3440・3414

**【モニタリングの総合評価】**

- 施設使用の許認可等、条例・規則に基づき行っている。
- 地元商店街等と連携を取りながら、施設の特徴・機能等を活かしたイベントが実施された。
- 施設内へプランターを設置し、季節の花等で彩ることにより、市民への憩いの場を提供することができた。

**【今後の業務改善に向けた考え方】**

≪指定管理者が実施・検討する事項≫

- 水辺館の利活用促進
- 公園施設としての誘客方法

≪施設所管課が実施・検討する事項≫

- 施設の改修・改善を検討
- 水辺館の利用促進

**(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）**

**①合目的性・公平性・効果性**

市民が利用できるよう良好な施設維持管理がなされ、施設目的に合致し平等性も確保されている。また、利用促進の取組もなされている。

**(2)業務内容**

**①機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）**

定期的な施設維持管理による利便性の確保がなされ、公園利用者への利用促進に創意工夫が図られている。また、職員の接遇研修等も実施している。

**②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）**

適切に実施されており責任ある運営と管理体制を組織ぐるみで行っている。

**③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）**

毎月の報告等期限までに提出されており、事務処理も適正に行われている。

**④安全性（安全管理・緊急時等の対応）**

事業実績を生かし、安全に関する認識等の共有意識向上が図られていた。また、施設の定期点検も実施されており、緊急時の連絡体制も整っていた。

**⑤社会性（環境等への配慮）**

施設内及び周辺環境へも細心の注意を払いながら、定期的な伐採、清掃作業等実施している。

**(3)事業収支**

**①経済性**

コスト削減を図りつつ、利用促進のため適切な経費配分により良好な施設管理が実施されている。

**(4)団体の経営状態**

**①経営の健全性**

株式会社まちづくり鹿屋は、第三セクターの株式会社であり、経営状況については、鹿屋市もチェック機関として機能しており、健全な経営を行っている。

## 施 設 概 要 調 書

## 1 施設の概要

施設名	かのやイベント広場及びまちなかパーク		所管課：都市政策課
所在地	鹿屋市本町 4727 番地ほか		設置年月日：
設置目的	市民に安全かつ快適なレクリエーションの空間、良好な景観の形成、環境の改善、都市の防災性の向上、豊かな地域づくりに資する空間を提供する。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市都市公園条例 鹿屋市都市公園条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積 (10,627 m <sup>2</sup> )	
		延床面積 (102 m <sup>2</sup> )	水辺館
		《有料》	
	《無料》		
事業概要	(1) 公園の使用の許可等に関すること (2) 公園の維持管理に関すること (3) 使用料の減免に関すること		

## 2 経営分析評価指標

① 事業収支	-2,340,635 円	④外部委託費比率	15.3%
②利用料金比率	—	⑤利用者あたり管理運営コスト	201.7 円
③人件費比率	52.3%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	144.0 円

※ 少数点第 2 位四捨五入

## 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数		
開館時間		
事業開催		

## 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
公園利用回数		77
	計	77
公園利用人数 (申請のあったものに限る)		40,508
	計	40,508

## 5 事業収支

(単位：千円)

項目		実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利 用収入	会議室1		
	会議室2		
	会議室3		
	計		
その他料金収入			
自主事業収入			
指定管理料		5,832	5,832
その他収入			
収入計(A)		5,832	5,832
事業費			
人件費		2,138	4,274
修繕費		300	438
通信運搬費			
施設管理費		426	516
印刷製本費			
光熱水費		1,754	1,536
委託料		1,214	1,253
保険料			
租税			153
雑費			2
管理費			
支出計(B)		5,832	8,172
収支(A) - (B)		0	-2,340

指定管理者自己評価表

令和元年 6 月 11 日

指定管理者 株式会社まちづくり鹿屋

施 設 名 かのやイベント広場・まちなかパ-ク

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	③・2・1
総合評価 (所感)	<p>◆利用促進への取り組み 市民交流センターと一体的な施設見学等を実施し、利用促進につながる取組を行った。また、夏祭りや秋祭り、イルミネーション設置等、各種イベント実施時には、会場として施設を開放し、地域と連携した運営を実施している。</p> <p>◆施設管理等への取り組み インターロッキングに段差が生じている箇所があり、利用上の安全確保の観点からアスファルト化工事を実施した。また、清掃や毎日の設備点検を実施するとともに、除草作業も実施し、施設の安全管理と美化清掃に努めた。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市営駐車場ピット 8 8
所在地	鹿屋市向江町 1 番 9 号
指定管理者	名称： <u>株式会社 まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町600番地</u> 連絡先： <u>0994-41-1033</u>
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月） <span style="float:right">●事業決算の確認</span> ●現地調査（随時）
担当部課 (問合せ先)	農林商工部 商工振興課 電話0994-43-2111（内線3243）

【モニタリングの総合評価】

平成30年度の駐車利用台数については、実施計画を下回っているものの、昨年度に比べ1,176台の利用増となっている。

中心市街地活性化への取組については、商店街と連携し、各種イベント等への支援や指定管理者による独自事業の実施など、中心市街地への集客や商店街への回遊性の向上を図っている。

また、平成30年度は、防犯灯の修繕、自動精算機・発券機のリニューアル、看板の刷新を行い、利用者が安全に利用できるような対応を行ったことが評価できる。

施設の管理運営については、おおむね適正に管理・運営されていると判断される。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

今後も引き続き夜間以外の利用増や月極駐車及び回数券の利用増について取組を行う。

《施設所管課が実施・検討する事項》

市営駐車場の利用促進について、指定管理者と連携して検討する。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

① 合目的性・公平性・効果性

ピット88の管理運営については、周辺駐車場（イベント広場、まちなかパーク、城山公園駐車場、ハローワーク駐車場等）を一体管理することにより、市民の利便性の向上を図り、イベント時は無料開放するなど、中心市街地活性化の実効性の確保に努めている。



<b>(2)業務内容</b>	
① 機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）	<p>中心市街地の活性化のため、各商店への駐車回数券の販売やイベント開催時の無料開放、リナシティかみや利用者への無料時間を設けるなど、駐車場の利用促進や市民サービスの向上に努めている。</p>
② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	<p>24時間営業のため自動精算機を設置しており、問題が生じた際はインターホンでの呼び出しに常時対応する体制をとっている。また、管理人が毎日駐車場内の点検・清掃を行うなど適切な施設管理に努めている。</p>
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	<p>駐車回数券出納簿、釣り銭用現金出納簿、月極駐車顧客台帳等の整理、事務や経理については概ね適正に処理されている。</p>
③ 安全性（安全管理・緊急時等の対応）	<p>安全管理のための監視カメラによる機械警備を実施し、24時間体制において緊急時についても対応できるよう職員研修を行い、警察（中央交番）とも連携をとりながら安全の確保に努めている。</p>
④ 社会性（環境等への配慮）	<p>管理人が駐車場内及び周辺の清掃を毎日実施し、利用者が快適に利用できるよう環境の確保に努めている。</p>
<b>(3)事業収支</b>	
① 経済性	<p>ピット88は、約1,280万円の収入で、駐車場運営費のため約460万円を要し、差額の820万円については、基本協定に基づき、市へ納付している。</p> <p>また、午後7時から午前零時までの利用料金に上限を設け、利用者の負担軽減を図り、利用者の増加に努めている。</p>
<b>(4)団体の経営状態</b>	
① 経営の健全性	<p>平成30年度事業・決算報告から総合的に判断し、健全な経営に努めていると判断する。</p> <p>また、指定管理者は鹿屋市が株主となっている第3セクターの株式会社であることから、市が株主総会等に出席し、経営状況の把握を行っているところである。</p>

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋市営駐車場ピット 8 8		所 管 課:商工振興課		
所在地	鹿屋市向江町 1 番 9 号		設置年月日: H17. 12. 20		
設置目的	中心市街地に駐車場を設置することにより、市民生活の利便性の確保及び中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。				
設置の根拠 (法令、条例等)	駐車場法・施行令・施行規則 鹿屋市営駐車場条例・施行規則				
施設の概要	設備の概要	敷地面積 (㎡)	2,095.70	駐車台数 (台)	72
		延床面積 (㎡)	16.21		
		《有料》利用料金制			
		駐車時間	午前零時～午前 8 時	2 時間につき	100 円
			午前 8 時～午後 7 時	1 時間につき	100 円
			午後 7 時～午後零時	30 分につき	100 円
			※PM7時～AM0時: 上限700円 (平成28年度より)		
		ただし、	午前 8 時～午後 6 時	1 時間無料	
			リナシティかのや利用者	さらに 4 時間無料	
		月極駐車	午前 8 時～午後 7 時	1 箇月につき	3500 円/台
			※複数契約料金	10 台～15 台まで	3400 円/台
				15 台～20 台まで	3300 円/台
				21 台～25 台まで	3200 円/台
				26 台～30 台まで	3100 円/台
				31 台～35 台まで	3000 円/台
				36 台～40 台まで	2900 円/台
	事業概要	(1) 市営駐車場の利用の許可に関する事。 (2) 市営駐車場の利用料金に関する事。 (3) 市営駐車場の施設及び設備の維持管理に関する事。			

## 2 経営分析評価指標

①事業収支	△49 千円	④外部委託費比率	3.4%
②利用料金比率	100.0%	⑤利用台数あたり管理運営コスト	373.2円
③人件費比率	19.9%	⑥利用台数あたり自治体負担コスト	－ 円

※ 少数点第2位四捨五入

## 3 運営状況

項 目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
営業日数	365日	365日
営業時間	24時間	24時間

## 4 利用実績

項 目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
駐 車 台 数	一般	35,000台	35,438台
	月極 （契約台数／ 月）	(20台)	1,402台 (5台)
合 計		35,000台	36,840台

## 5 事業収支

（単位：千円）

項 目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
駐 車 場 利用収入	一般駐車	13,800	12,151
	月極駐車		176
	回数券		447
	計	13,800	12,774
自主事業収入			
指定管理料			
その他収入			
収入計（A）		13,800	12,774
人件費		2,474	2,730
消耗品費		197	183
修繕費		333	127
印刷製本費			3

通信運搬費	5 8	6 3
施設管理費	1, 2 0 0	6 5 8
光熱水費	3 2 8	3 0 0
委託料	6 7 8	4 6 2
保険料	9 7	8 7
租税	1	0
雑費	1 0	1 0
支出計 (B)	5, 3 7 6	4, 6 2 3
市納付金 (C)	8, 2 0 0	8, 2 0 0
収支 (A) - (B) - (C)	2 2 4	△ 4 9

※収支の△ 4 9 千円は、指定管理者負担。

## 指定管理者自己評価表

令和元年 6 月 7 日

指定管理者 株式会社 まちづくり鹿屋施 設 名 鹿屋市営駐車場ピット 8 8

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	③・2・1
総合評価 (所感)	<p>概ね仕様書等に基づいた管理運営ができたと考えているが、設備全般の老朽化も見られたことから、より効果的・効率的な運営を図るため、自動精算機の更新を行った。また、例年通り地域と連携して中心市街地で開催されたかのや夏祭りや鹿屋市秋まつりでは無料開放を実施するなど支援・協力をを行い、施設の利用促進に取り組んだ。</p> <p>施設の管理等に関する取り組みとして、清掃や毎日の設備点検、外回りのフェンス点検を実施するとともに、場内及び外周の除草作業も実施し、施設の安全管理と美化清掃に努めた。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市市民交流センター 共通（建物・敷地管理）
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号
指定管理者	名称： <u>株式会社 まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 新屋 浩一</u> 住所： <u>鹿屋市新川町600番地</u> 連絡先： <u>0994-41-1033</u>
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月） ●事業決算の確認 ●現地調査（随時）
担当部課 （問い合わせ先）	農林商工部商工振興課 電話0994-43-2111（内線3243）

【モニタリングの総合評価】

「鹿屋市市民交流センター」は、情報、福祉、健康スポーツ、芸術文化学習の 4 プラザ及び共通部分の 5 区分での指定管理が行われている。

その中で、商工振興課が所管する施設の共通部分の管理に関しては、施設の経費（光熱水費、建物設備保守、施設清掃、警備、植栽管理等）を一元管理することで、経費削減を図りながら、適切な施設運営・管理に努められている。

また、指定管理者独自の取組として、学校の社会科見学を積極的に受け入れているほか、窓口の接遇研修などサービスの向上に努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・今後も引き続き適切な施設管理を行う。
- ・設備に問題が生じた場合に早期対応を図れるよう日常点検に努める。

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・適切な施設の管理、運営のため、指定管理者と随時施設状況の確認を行いながら、設備等に問題が生じた場合には速やかに対応ができるよう連携を図る。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

① 合目的性・公平性・効果性

- ・一元管理することで、効率的・効果的な管理運営が図られている。

(2)業務内容

① 機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）

・一元管理することで、施設の統一された機能的な管理運営が図られている。

#### ② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

・責任ある管理運営が実行できるよう適切な体制を組織している。

#### ③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

・一元管理することで、事務の効率化が図られ適正な事務がなされている。

#### ④ 安全性（安全管理・緊急時等の対応）

・安全管理については日常点検、巡回を実施している。  
・緊急時等の対応については、マニュアルや緊急連絡網を作成し、防災訓練も定期的に実施するなど、速やかな対応ができるよう努めている。

#### ⑤ 社会性（環境等への配慮）

・建物の定期清掃や周辺植栽管理、ごみの分別や節電など、環境に配慮した取り組みを実施している。

### (3)事業収支

#### ① 経済性

・光熱費等のランニングコスト軽減の取り組みや、建物設備保守、施設清掃、警備、植栽管理等はリナシティかのかや管理組合（商業施設等を含む全体を管理する組織）と一体的に実施することでコスト削減に努めている。

### (4)団体の経営状態

#### ① 経営の健全性

・総合的に判断し、健全な経営に努めていると判断する。  
特に、マルチ商法などの利用について、制限を行うなど、健全な施設の利用に努めている。  
また、指定管理者は鹿屋市が株主となっている第3セクターの株式会社であることから、市が株主総会等に参加し、経営状況の把握を行っているところである。

## 施 設 概 要 調 書

### 1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター 共通（建物・敷地管理）		所管課：商工振興課
所在地	鹿屋市大手町1番1号		設置年月日：平成19年4月1日
設置目的	市民の幅広い交流を促進し、市民の社会的かつ文化的な創造活動の推進を図るとともに、総合的なサービスを提供することにより、市民福祉の増進と中心市街地の活性化に寄与することを目的として、鹿屋市市民交流センターを設置する。		
設置の根拠（法令、条例等）	鹿屋市市民交流センター条例・施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積（㎡） 交流センター部分	8,869.41㎡ 11,534.08㎡
		リナシティ全体	
	延床面積（㎡） 交流センター部分（うち専有床面積）	リナシティ全体	10,114.09㎡ (8,663.75㎡) 15,952.63㎡
		《利用料金》 ・プラザごとに設定	
事業概要	・施設、設備の維持管理に関する業務		

### 2 経営分析評価指標

① 事業収支	12,613 千円	④外部委託費比率	50.5%
②利用料金比率	0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	267.0円
③人件費比率	12.6%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	309.4円

※ 少数点第2位四捨五入

### 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
営業日数	365日	365日
営業時間	9:00～22:00	9:00～22:00 (12/29～1/3 9:00～17:00)

### 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
----	---------------	----------



利用者数	情報プラザ	-	58,832
	芸術文化学習プラザ	-	161,814
	健康スポーツプラザ	-	34,247
	福祉プラザ	-	38,912
	物産コーナー	-	3,971
合 計			297,776

※福祉プラザ利用者数は、情報研修室等、他のプラザを利用して実施した利用者数を除く。

## 5 事業収支

(単位：千円)

項 目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
指定管理料	92,124	92,124
その他収入	0	0
収入計(A)	92,124	92,124
事業費		
人件費	8,142	10,010
消耗品費		0
修繕費	619	0
印刷製本費		3
通信運搬費	1,248	857
施設管理費		
光熱水費	29,412	26,041
委託料	45,936	40,106
保険料		0
租 税		2,487
雑 費		7
支出計(B)	85,357	79,511
収支(A) - (B)	6,767	12,613

指定管理者自己評価表

令和元年 6 月 7 日

指定管理者 株式会社 まちづくり鹿屋

施 設 名 市民交流センター（共通）

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	③・2・1